

一般財団法人長岡花火財団商標使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人長岡花火財団（以下「財団」という。）が長岡花火ブランドの保護及び向上を図るため、所有する登録商標（以下「商標」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(商標)

第2条 財団が所有し、使用申請を行うことのできる商標、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分については、別表に掲げるものとする。

(商標に関する権限)

第3条 商標に関する一切の権限は、財団に帰属する。

(商標の使用)

第4条 商標を使用しようとする者（以下「商標使用者」という。）は、あらかじめ長岡花火商標使用事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けた後で、商標使用申請を行い、理事長から商標使用承諾を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録の手続きを省略することができる。

- (1) 財団と長岡花火オフィシャルパートナー協定を締結している事業所及び団体
- (2) 長岡市が広報及び宣伝等に使用する場合
- (3) 新潟県内の地方公共団体及び観光協会等が使用する場合
- (4) 報道機関が報道及び広報のために使用する場合
- (5) そのほか理事長が適当と認めた場合

(事業者登録の申請)

第5条 前条の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、「長岡花火商標使用事業者登録申請書」（別記第1号様式）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(事業者登録の手続き)

第6条 理事長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し登録の可否を決定し、適正と認める場合は、事業者登録を行うものとする。

2 理事長は、前項に規定する事業者登録を行った場合は、「長岡花火商標使用事業者登録通知書」（別記第2号様式）により当該登録申請者へ通知するものとする。

3 事業者登録の有効期限は、登録の日から3年間とする。

4 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

(事業者登録の制限)

第7条 理事長は、登録申請者（申請者が法人の場合、第1号から第4号までの規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当するおそれのある場合は、その登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (6) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (7) 法令又は公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (8) 宗教活動、政治活動等に使用するおそれがある者
- (9) 特定の個人又は団体の売名行為に利用するおそれがある者
- (10) その他商標の使用が不相当と理事長が認める者

2 理事長は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わない場合は、「長岡花火商標使用事業者登録拒否通知書」(別記第3号様式)により当該登録申請者へ通知するものとする。

(事業者登録内容の変更等)

第8条 登録事業者は、事業者登録を受けた後で、当該事業者登録の内容に変更があった場合は、「長岡花火商標使用事業者登録変更申請書」(別記第4号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、適正と認められた時は事業登録者の内容について変更を行うものとする。

3 理事長は、前項に規定する変更登録を行った場合は、「長岡花火商標使用事業者変更通知書」(別記第5号様式)により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

(登録料及び登録料の納付)

第9条 新規で事業者登録する際の登録料は5,000円とする。

2 登録事業者は、事業者登録を受けた日から10日以内に、指定の口座に振り込まなければならない。

3 振込手数料は登録事業者が負担することとする。

4 途中で事業所登録を取り消された場合でも登録料は返金しない。

5 登録期間の延長をする場合は、登録料は発生しない。

(事業者登録の解除)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が本規程に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽があった場合

(3) その他登録に対して不相当であると認められた場合

(使用承諾の申請)

第11条 第4条の規定により、商標使用承諾を受けようとする者は、使用を希望する登録商標ごと、かつ品目ごとに、「長岡花火商標使用承諾申請書」(別記第6号様式)を理事長に提出し、理事長の承諾を受けるものとする。その際、商品又は商品の写真等を添付しなければならない。

2 理事長は、申請書の内容をもとに使用の可否を決定し、「長岡花火商標使用承諾通知書」(別記第7号様式)又は「長岡花火商標使用拒否通知書」(別記第8号様式)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 商標使用の承諾を受けた者は、商標の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、対象となる商標の取り消しを招くことのないよう努めること
- (2) 第三者が対象となる商標に係る商標権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を発見したときは、直ちに財団にその旨を連絡すること
- (3) 対象となる商標を使用する商品等の瑕疵を起因として、第三者に損害を与えたときは、これに対して商標使用者が全責任を負い、財団に迷惑を及ぼさないようにすること
- (4) 財団が求めたときは、対象となる商標の使用実態を報告し、又は商品等を提出すること
- (5) 対象となる商標の使用に際して、故意又は過失により財団に損害を与えたときは商標使用者がその責任を賠償すること
- (6) 対象となる商標は、商標使用承諾通知書に記載の目的に沿ってのみ使用すること
(使用の制限)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するおそれのある場合は、商標を承諾しないものとする。

- (1) 「長岡花火」のブランドイメージを傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 身体等に危害が及ぶおそれがある場合
- (4) 宗教活動、政治活動等に使用する場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
- (6) 事業所等が自己のシンボルマークとして使用するおそれがある場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (8) その他商標の使用が不相当と理事長が認める場合

(使用承諾の取消し)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾を取り消すことができる。

- (1) 商標使用者が本規程に違反した場合

- (2) 申請内容に虚偽があった場合
- (3) その他使用に対して不相当であると認められた場合

2 前項の規定により使用承諾が取り消しになった者は、使用承諾の取消し後速やかに、商品等を廃棄しなければならない。

(責任の制限)

第15条 前条の規定により使用承諾を取り消した場合において、商標使用者に損害が生じても、財団は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(承諾内容の変更)

第16条 商標使用者が申請書の内容について変更のある場合、あらかじめ「長岡花火商標使用変更承諾申請書」(別記第9号様式)を提出し、承諾を受けるものとする。

2 理事長は、前項に規定する商標使用の変更を承諾した場合は、「長岡花火商標使用変更承諾通知書」(別記第10号様式)により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

(使用承諾期間)

第17条 商標の使用承諾期間は、使用の承諾を受けた日から該当日の属する年度の末日までとする。ただし、使用期間が限定されている場合は、当該使用承諾の期間を短縮することができる。

(使用料)

第18条 商標使用は有料とし、使用料は次に定める。

- (1) 長岡市内事業所 1申請 第17条で定める期間 10,000円
- (2) 長岡市外事業所 1申請 第17条で定める期間 30,000円

(減免使用)

第19条 理事長は、以下の場合は商標の使用を無償、もしくは減額することができる。

- (1) 第4条第2項に定める商標使用者に該当する場合。
- (2) このほか、理事長が適当と認めた場合。

(使用料の納付)

第20条 商標使用者は使用承諾を受けた日から10日以内に、第18条の規定により算出した使用料を指定の口座に振り込まなければならない。

- 2 振込手数料は商標使用者が負担することとする。
- 3 途中で商標の使用をやめた場合、もしくは使用承諾を取り消された場合でも使用料は返金しない。

(権利譲渡の禁止)

第21条 商標使用者は、この承諾によって生ずる権利を譲渡又は転貸してはならない。

(無断使用)

第22条 承諾を得ずに商標を使用したことに起因する商標権の侵害、又は侵害するおそれのある行為に対して、財団が商標使用者に措置を講じた場合において、商標使用者に損害が生じても、財団は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用の非独占性)

第23条 商標使用者は、理事長が承諾した用途に限定して商標を使用し、それは非独

占的になされるものである。

(補足)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。